

こ しょう じょうたい おう がいとう しょせいどかんいちらん  
 個々の障がい状態などに応じて該当する諸制度簡易一覧

ページ 頁	がいとうじょうけん 該当条件など
しょうがいじふくしてあて 障害児福祉手当	さいみまん にちじょうせいかつ じょうじかいご ひつよう ていど 20歳未満であって、日常生活において常時介護を必要とする程度 じょうたい ざいたく じゅうどしょう じ の状態にある在宅の重度障がい児
とくべつしょうがいしゃてあて 特別障害者手当	さいいじょう にちじょうせいかつ じょうじとくべつ かいご ひつよう 20歳以上であって、日常生活において常時特別な介護を必要とす ていど じょうたい ざいたく じゅうどしょう しゃ る程度の状態にある在宅の重度障がい者
とくべつじどうふようあて 特別児童扶養手当	さいみまん ほりつ さだ ていど しょう よう 20歳未満であって、法律で定める程度の障がいのあるものを養 いく ほごしゃ 育している保護者
じどうふようあて 児童扶養手当	じどう さいみまん しょう ゆう じどう ばあい さいみまん 児童が18歳未満（障がいを有する児童の場合は20歳未満）で ちちまた はは じゅうど しょう ばあい あって、父又は母に重度の障がいがある場合
じゅうどしんしんしょうがいしゃいりょうひじょせい 重度心身障害者医療費助成	しんたいしょうがいしゃてちょう きゅう きゅう ないぶしょう しゃまた りょういくてちょう 身体障害者手帳1・2級と3級の内部障がい者又は療育手帳 はんてい せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう きゅう A判定、精神障害者保健福祉手帳 1級のかた
こうきこうれいしゃいりょうひじょせい 後期高齢者医療助成	さいいじょう しんたいしょうがいしゃてちょう きゅう きゅう いちふまた りょういくてちょう 65歳以上で身体障害者手帳1～3級と4級の一部又は療育手帳 はんてい せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう きゅう A判定、精神障害者保健福祉手帳 1級のかた
せいしんしょうがいしゃちいきかつどうしえん とう 精神障害者地域活動支援センター等 つうしょうつうひじょせい 通所交通費助成	しゃかいふっさくくれん ちいきかつどうしえん 社会復帰訓練のため地域活動支援センターなどに こうつうきかん りょう つうしょ せいしんしょう しゃ 交通機関を利用し通所している精神障がい者のかた
ちてきしょうがいしゃせつつうしょうこうつうひじょせい 知的障害者施設通所交通費助成	しない しがい しょうがいふくし じぎょうしょ つうしょ 市内または市外の障害福祉サービス事業所に通所している ちてきしょう しゃ 知的障がい者のかた
おんせんにゆうよくけんこうふ 温泉入浴券交付	しんたいしょうがいしゃてちょう きゅう こうふ う さいいか 身体障害者手帳1～4級の交付を受けている69歳以下のかた
こくみんねんきん しょうがいきそねんきん 国民年金（障害基礎年金）	こくみんねんきんしょうがいとうきゅうひょう きゅう がいとう 国民年金障害等級表 1・2 級に該当するかたなど
こうせいねんきん しょうがいこうせいねんきん 厚生年金（障害厚生年金）	こくみんねんきんしょうがいとうきゅうひょう きゅうまた こうせいねんきんしょうがいとうきゅうひょう 国民年金障害等級表 1・2 級又は 厚生年金障害等級表 きゅう がいとう 3級に該当するかた

ページ 頁	がいとうしょうけんなど 該当条件等
とくべつしょうがいきゅうふきん 特別障害給付金	P.41 こくみんねんきんしょうがいとうきゅうひょう きゅう がいとう こくみんねんきん 国民年金障害等級表 1・2 級に該当するかたなどで国民年金に にんいかにゆう しょうがいきそねんきん じゆきゅう 任意加入していなかったことにより障害基礎年金を受給していない かた
しんたいしょう しゃむ じゅうたく 身体障がい者向け住宅の ゆうせんにゆうきよ 優先入居など	P.43 しえいじゅうたく ばあい きゅう しんたいしょうがいしやてちょう も 市営住宅の場合 1・2 級の身体障害者手帳をお持ちのかた
かどぐちじよせつ 門口除雪サービス	P.44 しょう どうきゅう きゅう さいいじょう こうせい せたい 障がい等級 1・2 級のかたと 65 歳以上のかたのみで構成される世 帯
きんきゅうつうほうそうち せっち 緊急通報装置の設置	P.44 ひとりく しょうがいとうきゅう きゅう きんきゅうじ たいおう こんなん 一人暮らしで障害等級 1・2 級のかたで緊急時の対応が困難なかた
とくべつしえんきょういくしゅうがくしょうれいひ 特別支援教育就学奨励費	P.44 とくべつしえんがつきゅう しゅうがく じどうまた せいと ほごしや 特別支援学級へ就学する児童又は生徒の保護者
きんきゅうつうほう りよう Net 119 緊急通報システムの利用	P.45 ちょうかくまた げんごきのう しょう ばんつうほう こんなん 聴覚又は言語機能に障がいのあるかたで 119 番通報が困難なかた

※<sup>てつづ</sup>手続きにはマイナンバー（<sup>こじん ばんごう</sup>個人番号）を<sup>かくにん</sup>確認できるものが<sup>ひつよう</sup>必要な場合があります。  
<sup>くわ</sup>詳しくは各<sup>かくしんせいさき</sup>申請先にお<sup>と あ</sup>問い合わせください。